

令和5年11月13日

「育児休業給付の給付率の引上げ」について (第183回雇用保険部会 資料2)

III. 「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

III-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

3. 共働き・共育ての推進

(1) 男性育休の取得促進～「男性育休は当たり前」になる社会へ～

給付面の対応

- さらに給付面の対応として、いわゆる「産後パパ育休」（最大28日間）を念頭に、出生後一定期間内に両親ともに育児休業を取得することを促進するため、給付率を現行の67%（手取りで8割相当）から、8割程度（手取りで10割相当）へと引き上げる。
- 具体的には、両親ともに育児休業を取得することを促進するため、男性が一定期間以上の「産後パパ育休」を取得した場合には、その期間の給付率を引き上げるとともに、女性の産休後の育休取得について28日間（産後パパ育休期間と同じ期間）を限度に給付率を引き上げることとし、2025年度からの実施を目指して、検討を進める。

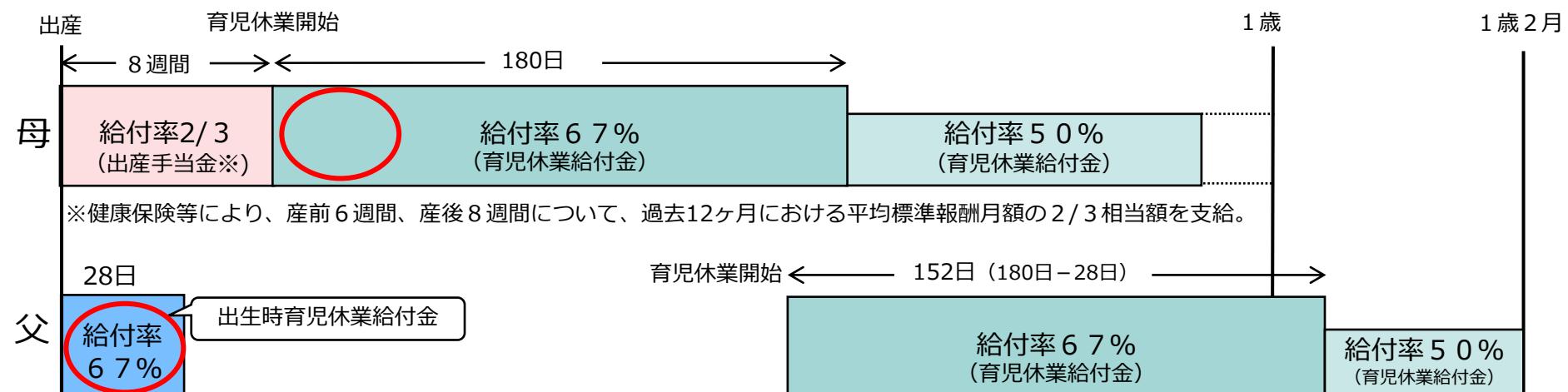
(略)

育児休業給付の給付率引き上げについて（イメージ）

<「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）における記載>

- いわゆる「産後パパ育休」（最大28日間）を念頭に、
- 出生後一定期間内に両親ともに育児休業を取得することを促進するため、
- 給付率を現行の67%（手取りで8割相当）から、8割程度（手取りで10割相当）へと引き上げる。
- 具体的には、…男性が一定期間以上の「産後パパ育休」を取得した場合には、
 - ・その期間の給付率を引き上げるとともに、
 - ・女性の産休後の育休取得について28日間（産後パパ育休期間と同じ期間）を限度に給付率を引き上げる

<給付イメージ>



- 出生後一定期間内に両親ともに育児休業を取得することを促進するため、育児休業給付の給付率を一定期間に限り、8割程度へと引き上げることとされていることについて、どう考えるか。
- 具体的な制度設計に当たり、以下の点についてどのように考えるか。
 - ・「産後パパ育休」のみならず育児休業も対象とすべきか。
 - ・「出生後一定期間内に両親ともに育児休業を取得すること」をどのように要件に反映すべきか。
 - ・「一定期間以上の『産後パパ育休』を取得」について、どの程度の期間が妥当か。
 - ・一方の親が育児休業を取得することが不可能な場合の扱いについてどうすべきか。